

# 【地域精通度・地域貢献度】災害対応協定等に基づく活動実績

総合評価項目「地域精通度・地域貢献度」として「災害対応協定等に基づく活動実績」を評価する。その評価にあたっては、下記事項に留意し、申請書の作成を行うものとする。

その他、疑義がある場合の問い合わせ先・問い合わせ方法は等は、入札説明書による。

## <災害対応協定等に基づく活動実績と認めるもの>

### ①地域内の発注機関が指示した災害対応協定に基づく活動実績

- ・災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、災害対応協定を締結している地域要件内の国又は地方自治体より、緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動。なお地域要件外の活動実績も認める。

### ②地域内の直轄事務所が指示した活動実績

- ・災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、地域要件内の中国地方整備局の事務所より、緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動。なお地域要件外の活動実績も認める。

### ③中国地方整備局管内の直轄事務所が指示した活動実績

- ・災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、中国地方整備局の事務所より、緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した地域要件内での活動実績。

## <災害対応協定等に基づく活動実績と認めないもの>

○協会等を介しての災害活動実績

○災害支援活動に係る訓練や演習

○災害ボランティア活動

○工事施工中に発生した施工箇所の災害

○河川・道路維持工事(作業)等で契約し、その工事履行範囲内での災害対応(ただし、発注者からの指示等で、他工区へ応援活動等を実施した場合は、「災害活動実績」として認める)

# 【地域精通度・地域貢献度】災害対応協定等に基づく活動実績

## ＜申請にあたっての留意点＞

- 活動実績を証明する資料として、FAX等による指示書や依頼書等を申請書に添付するものとする。  
口頭での指示の場合にあつては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可。
- 契約書や写真は参考資料として添付を認めるが、そのみが申請書に添付されていても「災害対応協定等に基づく活動実績」とは認めない。
- 災害発生から日数が経過した後の被災箇所の**災害復旧工事(作業)**については「災害対応協定等に基づく活動実績」とは認めない。  
※「●●緊急復旧工事」、「●●災害復旧工事」等の名称で契約されたものであつても、一般競争や指名競争入札にて受注した災害復旧工事の実績は認めない。

# 【地域精通度・地域貢献度】災害対応協定等に基づく活動実績

＜A県内のa地方生活圏内に所在するX河川国道事務所が工事を発注する場合＞

- ・X河川国道事務所は、競争参加資格の地域要件をA県内に本店、支店又は営業所の所在で設定。
- ・「災害対応協定等に基づく活動実績」の地域要件(評価対象)は、a地方生活圏で設定。

## 災害協定等に基づく活動実績と認めるもの

＜災害対応協定に基づくもの＞

- ・a地方生活圏内の中国地方整備局の事務所(X河川国道事務所、Y河川事務所)の指示等した活動実績(a地方生活圏外の活動実績でも認める)
- ・a地方生活圏内の自治体(A県、B市、C町、D村)の指示等した活動実績(a地方生活圏外の活動実績でも認める)

＜災害対応協定に基づかなくても良いもの＞

- ・a地方生活圏内の中国地方整備局の事務所(X河川国道事務所、Y河川事務所)が指示等した活動実績(a地方生活圏外の活動実績でも認める)
- ・中国地方整備局管内の事務所が指示したa地方生活圏内の活動実績

## 【活動実績と認めるもの】

＜災害対応協定に基づくもの＞

＜災害対応協定に基づかなくても良いもの＞

